

# 国民経済計算体系的整備部会の審議状況について

(報告)

～第 33 回国民経済計算体系的整備部会資料～

令和 5 年 3 月 7 日

## 第33回 国民経済計算体系的整備部会 議事次第

日 時 令和5年3月2日（木）10:00-12:00

場 所 遠隔開催（Web開催）

### 議 事

- （1）基本価格表示による供給・使用表について
- （2）分配側系列の四半期速報（分配QNA）の検討状況について

### 配布資料

- 資料1 基本価格表示による供給・使用表について
- 資料2 分配側系列の四半期速報（分配QNA）の検討状況について

# 基本価格表示による供給・使用表について

令和5年3月2日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

## 公的統計基本計画の記述と対応状況

### 【第Ⅲ期公的統計基本計画】

「間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。」

### 【産業連関表(JIO)における対応】

- ◆産業連関技術会議(注1)での議論を経て、2015年産業連関表(以下、「JIO」)の公表から約1年後の令和2年7月に、統合中分類レベルでの基本価格表を参考表として公表。(注1)産業連関表に関する技術的な検討を行うため学識経験者及び産業連関表作成10府省庁が参加。

### 【国民経済計算(JSNA)における対応】

- ◆JIOの基本価格表については、基本分類より粗い統合中分類レベルであること、公表が令和2年夏で同年12月に公表したJSNAの2015年基準改定の推計作業に間に合わなかったことから、2015年基準改定には反映していない。
- ◆他方、JIO基本価格表の手法を踏まえ、基準年である2015年を対象に基本価格表示の産業×商品の供給・使用表(以下、「SUT」)を推計(注2)し、関連論文として公表(注3)。本日は、こうして推計した基本価格表示のSUTについてご報告。

(注2) 今回の試算では、JIOの基本価格表の作成過程で作られた情報の提供を受けて推計を行った。なお、今回の手法は、第三次年次推計でのバランスがなされている延長年まで適用可能なものとなっている。

(注3) 国民経済計算関連論文(No.7)として公表 ([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/sna\\_rounbumenu.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/sna_rounbumenu.html))。 1

# 基本価格表示の概念と今回の推計方法の概略

## <概念>

- 生産者価格から、生産物に課される税を控除し、生産物に対する補助金を加算したものが基本価格
- 2008SNAでは、生産は基本価格、需要は購入者価格での記録を推奨
- JIO及びJSNAでは、生産は生産者価格、需要は購入者価格で記録(注1,2)

## <推計方法の概略>

### 【生産の基本価格表示化】

- ① 生産から、消費税を含む生産物に課される税を控除し、補助金を加算

### 【需要から控除可能な消費税を控除】

- ② 中間投入から財貨・サービス別に消費税を控除
- ③ 最終需要の総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)から財貨・サービス別に消費税を控除(注3)

(注1) JIO及びこれを基礎統計とするJSNAでは、生産者価格及び購入者価格ともに消費税を含む。

(注2) JSNAでは、最終需要の総資本形成は、仕入控除可能な消費税を購入者価格の総額からまとめて控除(修正グロス方式)。

(注3) 注2のとおり、総額では控除可能な消費税がすでに控除されているため、総額では総資本形成に変化はない。2

## 基本価格、生産者価格、購入者価格の関係 (JIO及びJSNA) (2008SNA)

(基本価格) + VATを除く生産物に課される税 - 生産物に対する補助金 + 仕入控除可能+不可能なVAT = <b>生産者価格</b> + 輸送経費 + 卸売および小売マージン = <b>購入者価格(注2)</b>	<b>基本価格</b> + VATを除く生産物に課される税 - 生産物に対する補助金 = <b>生産者価格</b> + 仕入控除不可能なVAT + 輸送経費 + 卸売および小売マージン = <b>購入者価格</b>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 今回の推計方法の概略(主な非課税品目)

- 基本価格表示のSUTの推計において、消費税を控除する処理において、消費税が非課税である品目からは控除をしていない。具体的には、推計において消費税を控除していない、主な非課税品目は以下のとおり。
- 以下のとおり、非課税品目は、主に第3次産業が生産する第3次産品(サービス)であることから、第3次産業における控除額が相対的に小さくなる傾向。

### 主な非課税品目

FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)	医療
住宅賃貸料	介護(施設サービス)
住宅賃貸料(帰属家賃)	介護(施設外サービス)
外洋輸送	教育(政府、対家計民間非営利)
国際航空輸送	公務

# 推計結果及び分析

◆国際基準の考え方に沿って、生産を基本価格、需要を購入者価格で記録した基本価格表示のSUTを推計。

## <推計結果 供給表(S表)>

(基本価格表示の供給表)

(単位:兆円)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	国内生産額	輸入	運輸・商業	マージン	生産物に課される税(マイナス)	補助金	総供給
第1次産品	12.0	0.1	0.0	12.1	2.6	6.0	-0.2			20.3
第2次産品	0.3	330.5	3.0	333.9	75.4	92.6	20.4			522.4
第3次産品	0.1	17.8	589.1	607.0	18.8	-98.6	9.1			536.4
(控除)総資本形成に係る消費税	-	-	-	-	-	-	-			-
合計	12.4	348.4	592.2	953.0	96.7	0.0	29.3			1,079.1

(参考:基本価格表示と現行の供給表の差)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	国内生産額	輸入	運輸・商業	マージン	生産物に課される税(マイナス)	補助金	総供給
第1次産品	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	-0.5	-0.5			-1.0
第2次産品	0.0	-26.8	-0.2	-27.0	0.0	-6.8	11.5			-22.2
第3次産品	0.0	-1.2	-26.0	-27.2	0.0	7.3	9.0			-11.0
(控除)総資本形成に係る消費税	-	-	-	-	-	-	-6.1			-6.1
合計	-0.0	-28.0	-26.3	-54.3	0.0	0.0	26.2			-28.1

4

# 推計結果及び分析

## <推計結果 使用表(U表)>

(基本価格表示の使用表)

(単位:兆円)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	生産物に課される税(マイナス)補助金	合計	最終需要	総使用
財貨・サービス別 中間投入	6.4	220.9	217.0	-	444.3	634.7	1,079.1
付加価値	6.0	127.5	375.1	29.3	538.0		
国内生産額	12.4	348.4	592.2	-	953.0		

(参考:基本価格表示と現行の使用表の差)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	生産物に課される税(マイナス)補助金	合計	最終需要	総使用
財貨・サービス別 中間投入	-0.5	-17.1	-10.5	-	-28.1	0.0	-28.1
付加価値	0.5	-10.9	-15.8	26.2	0.0		
国内生産額	-0.0	-28.0	-26.3	-	-54.3		

GDP総額(購入者価格)は、産業別付加価値の合計に、「生産物に課される税(マイナス)補助金」を加算したものであるため、基本価格表示SUT化しても不変。

(備考)より詳細な分類による基本価格表示の供給・使用表は論文の付属資料として、[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/sna\\_ronbun/menu.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/sna_ronbun/menu.html) に掲載。

# 推計結果及び分析

- ◆基本価格表示のSUTでは、生産及び中間消費から、税及び補助金の影響が除かれる。そのため、供給表において税抜の生産額が把握されるとともに、使用表においては産業ごとに、①生産している生産物に対する税(及び補助金)、②当該産業が主に原材料として利用している生産物に対する消費税の割合により、付加価値が変化することとなる。
  - 一般的には、生産物に課される消費税の方が、中間投入される品目の消費税より多いため、多くの産業で付加価値が減少する。ただし、例えば第1次産業のように、受け取る補助金が多い産業では、付加価値が増える結果。
  - 基本価格ベースでの産業別付加価値の合計に、「生産物に課される税(マイナス)補助金」を加算したものが一国のGDPとなるため、付加価値を基本価格ベースに変更することで減少する税(マイナス)補助金分が、「生産物に課される税(マイナス)補助金」として加算されることとなり、GDP総額としては不変。
    - ▶ 一方で、各国で税率や制度が異なる税及び補助金の影響を除いた、産業別の付加価値が利用可能となることで、国際比較が容易となるメリットがある。
- ◆なお、推計過程で得られる2015暦年の理論上の消費税額(約22.8兆円)は先行研究(注)と同程度で、同年の実際の消費税収入(年度値を暦年化したもの)をやや上回る結果となっている。

(注) 上田淳二・片野幹(2020)「2011年と2015年の産業連関表を用いた消費税の課税ベース推計」。同稿では、JIOから理論上の2015年消費税額を22.6兆円程度と試算し、同年の実際の消費税収入(年度値を暦年化したもの)との差は1兆円程度と、それ以前の研究と比べて小さいものとなったと評価。なお、今回推計や先行研究における理論値の推計方法は、免税事業者の存在等を考慮することが困難であり、実際の税収を上回る要因となる。

6

## 【参考】生産物に課される税等の計算方法

### (1) 消費税の推計

- 生産物ごとに課税・非課税等の品目特性を踏まえた消費税率(注1)を、供給表(うち国内向け)の各行(生産物)に乗じて、経済活動別・生産物別の消費税額を計算
- 同様に、生産物ごとに品目特性を踏まえた消費税率を、使用表の各行(生産物)に乗じて、中間投入及び最終需要に含まれる消費税額を計算(注2)
- 経済活動別課税割合(注3)や、中間投入及び最終需要(注4)ごとの消費税額を用いて、使用表の中間投入及び最終需要の各セルの控除可能な消費税額を計算

### (2) その他の生産物に課される税及び補助金の推計

- 総額は決算値(年度値を暦年化)を利用。生産物に課される税は、該当する生産物(たばこ、ガソリン等)に対応させ、補助金は、経済活動別の総額を同経済活動の生産額に応じ分割

### (3) 基本価格の供給表及び使用表を推計

- (1)及び(2)で計算した消費税及びその他の生産物に課される税を、供給表の各セルから控除、補助金を各セルに加算して、基本価格表示の供給表を推計。
- 上記で推計した供給表の生産額を利用し、中間投入及び最終需要については、(1)で計算した控除可能な消費税を控除した購入者価格表示の使用表を推計(注5)。

(注1) 課税、非課税・免税生産物の整理においては、JIOの基本価格表の作成過程で作られた情報を参照した。

(注2) 使用表については、輸入係数一定の仮定の下、国産品表と輸入表に分け、それぞれについて消費税額を計算した。

(注3) 供給表から上記プロセスで計算される経済活動別国内向け生産に含まれる消費税額を、経済活動別の国内生産額に8/108を乗じたもので除したものを。

(注4) 最終需要部門の家計消費と政府消費はすべて控除不可能とみなし、総資本形成は、固定資本マトリクスを利用し、仕入控除対象の対象となるセルを特定した。

(注5) 併せて、付加価値部門の「生産に課される税・(控除)補助金」から、消費税を含む生産物に課される税を控除し、補助金を加算した。

# 分配側系列の四半期速報(分配QNA)の検討状況について

令和5年3月2日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

## これまでの経緯と本日の御報告内容

### 1. これまでの経緯

- 分配側系列の四半期速報(以下、「分配QNA」という。)については、2019年の本部会に当時の試算結果(平成23年基準ベース)をお示しするとともに、2020年度以降の部会では分配面のGDPの精度向上等に向けた「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」の検討結果も御報告しながら御審議いただいていたところ。
- 現在、統計委員会において御審議いただいている第IV期基本計画(案)において、分配QNAについて、令和7年度末までのできるだけ早い時期に、公表可否や可能な場合の公表方法等について結論を得ることが盛り込まれる方向性となっており、令和5年度から同計画期間を迎えるに当たり、現時点での検討の進捗状況を御報告。

#### (参考)公的統計の整備に関する基本的な計画(案)の別表における記載

営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。

<令和5年度(2023年度)から実施する。四半期速報については令和7年度(2025年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。>

## 2. 本日の御報告内容

- これまでの本部会で平成23年基準ベースでの試算値をお示しましたが、現行の平成27年基準ベースでの試算値を作成。
- この中で、いくつかの分配項目について、これまでに御報告してきたものから、推計方法を精緻化した。
  - ① 営業余剰の大宗を占める民間非金融法人企業分の推計方法について、これまでの御議論を踏まえつつ、法人企業統計の営業利益からSNA概念への調整方法をできるだけ精緻化。
  - ② 前回までやや粗い推計方法となっていた固定資本減耗や、生産・輸入品に課される税(特に主要税目である消費税を中心に)について、推計方法を精緻化。
- このような推計方法の精緻化の下、平成27年基準ベースで、2022年1-3月期までの期間について試算値の作成を行い、事後的に得られる年次推計ベースの結果に対するリビジョン分析を実施。
- 本日は、これらの内容について、現時点での進捗状況を御報告。

2

## 分配QNAの試算の概略

国内総生産(分配側) = 雇用者報酬(国内概念) + 営業余剰・混合所得(純)  
+ 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

### 1. 年次推計における扱い

- 年次推計においては、分配側の暦年値は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得の一部、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金を別途に推計した後、付加価値推計等をもとに推計される生産側のGDP(暦年値)からこれら分配項目を控除して、民間非金融法人と個人企業(持ち家や農林水産業を除く)の営業余剰・混合所得の合計値を残差として推計。
- 同暦年値合計について、「四半期別法人企業統計」や「個人企業経済調査」等をもとに、企業会計概念からSNA概念への調整を施しつつ、民間非金融法人と個人企業(同上)の別、四半期の別に分割。
- 年次推計の公表の中で、分配側GDPの主要な内訳の四半期系列(原系列)を公表。

### 2. 現時点の分配QNA(四半期速報)推計の考え方

- 各項目について年次推計の四半期値を出発点に延長推計する。
- QEや家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報(※)で推計値がある雇用者報酬(国民概念)や混合所得は同推計値を活用。(※)2019年1-3月期の速報より参考系列として公表開始
- その他については、基礎統計の利用可能性を踏まえ、利用可能な四半期補助系列を用いた延長推計(法人企業の営業余剰等)、利用可能な年次補助系列を用いて延長推計(地方税)、前年同期値据え置きを含むトレンドによる推計(補助金等)を行う。

# 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
営業余剰 (12.3%)	民間非金融法人 (7.0%)	『四半期別法人企業統計』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長。詳細は後述。	付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。『四半期別法人企業統計』を用いて暦年値を四半期分割。
	公的非金融法人 (-0.0%)	直近年次推計の前年同期値。	各決算書を用いて推計。
	金融機関 (1.6%)	金融業産出額(QE推計過程で得られる)の推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長。	公的金融機関は各決算書を用いて推計。民間金融機関は付加価値法によって推計された金融機関合計の営業余剰から公的金融機関分を控除。
	家計(持ち家) (3.6%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳を使用(持ち家帰属家賃のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長)。	付加価値法により推計された「住宅賃貸業」のうち持ち家分の付加価値額から別途推計した持ち家分の固定資本減耗等を控除することにより推計。
混合所得 (1.7%)	農林水産 (0.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(直近年次推計の前年同期値)を使用。	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価額及びFISIMを調整して推計。

(備考)括弧内の比率は、2021年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

4

# 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
混合所得 (1.7%)	個人その他 (1.4%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(『四半期別法人企業統計』(資本金1000~2000万円階層)や『労働力統計』から自営業主の営業余剰に係る補助系列を推計し、直近年次推計値から前期比延長)を使用。	付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇用者報酬 (52.3%)	—	速報時点で利用可能な国民概念の雇用者報酬(※)を、『国際収支統計』の第一次所得収支を用い国内概念に転換して活用。	『国勢統計』、『毎月勤労統計』、『労働力統計』等を用いて産業別に推計。
固定資本減耗 (25.1%)	—	『固定資本ストック速報』におけるストック増加分と総固定資本形成の差分を実質固定資本減耗相当額として、これに総固定資本形成デフレーターを乗じて名目固定資本減耗相当額の延長指標とし、前年比延長する。詳細は後述。	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の計算と同時に詳細な品目別に計算。定率法を採用し、計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定。さらに品目別固定資本形成デフレーターにより名目化(時価評価)。
生産・輸入品に課される税(控除)補助金 (8.6%)	生産・輸入品に課される税 (9.2%)	税目ごとに、国税分は主に『租税及び印紙収入、収入額調(月次)』(以下、「租税調」という。)、地方税分は主に地方財政計画の「地方税及び地方譲与税収入見込額」の前年度比を用いるなどして延長。詳細は後述。	年度決算書(財務省)等を用いて年度値を推計。年度値を四半期分割するにあたっては、各種統計を補助系列として用いて発生主義的に分割(均等分割を含む)。
	補助金 (-0.7%)	直近年次推計の前年同期値。	年度決算書(財務省)等を用いて推計。

(備考)括弧内の比率は、2021年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

(※) 四半期別GDP速報における雇用者報酬(国民概念)の推計方法については、『国民経済計算推計手法解説書(四半期別GDP速報(QE)編)』を参照。

# 民間非金融法人企業の営業余剰の推計方法

- これまでの本部会に御報告した試算方法から、推計方法に下記の赤下線のプロセスを追加し、SNAとの概念調整等を精緻化。事後的な改定は依然相応に大きいが、従前よりもパフォーマンスには一定の改善は見られた。

## 【具体的な推計方法】

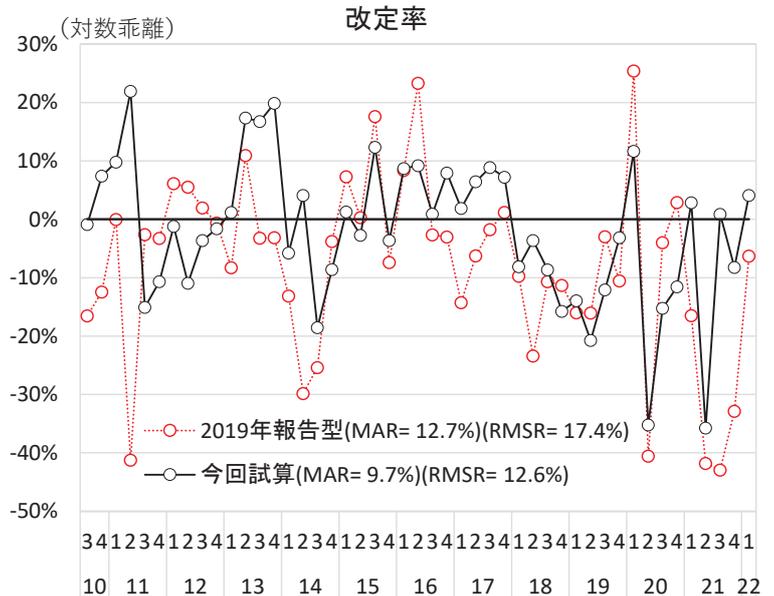
- ✓ 下記の延長指標の前年同期比に回帰分析によって推定した弾力性を乗じて、直近年次推計の各四半期値から延長推計。

(※)4-6月期のみ、QNA推計時点では前年同期の年次推計値が得られないとの想定で、前々年同期比延長

### 延長指標

- =法人季報「営業利益」(人件費修正済み)
- +民間法人経常補助金
- 海外支店収益+在日支店収益
- 法人季報「純粋持株会社売上高」
- +土地租賃貸料支払(民間非金融)
- +損害保険料(純)法人
- +民間非金融法人寄付金
- FISIM消費額(民間非金融法人企業分)
- +(法人季報「減価償却費」-「固定資本減耗(民間非金融分)」)
- (法人季報「設備投資」-「総固定資本形成(民間非金融分)」)
- 在庫品評価調整(民間法人企業分)

(※)上記の延長指標を構成する各加減項目について、直近のデータが得られない場合は、各々その延長指標(延長指標の延長指標)を用いて前年比や前年差などで延長するか、あるいは前年同期値を据え置いている。

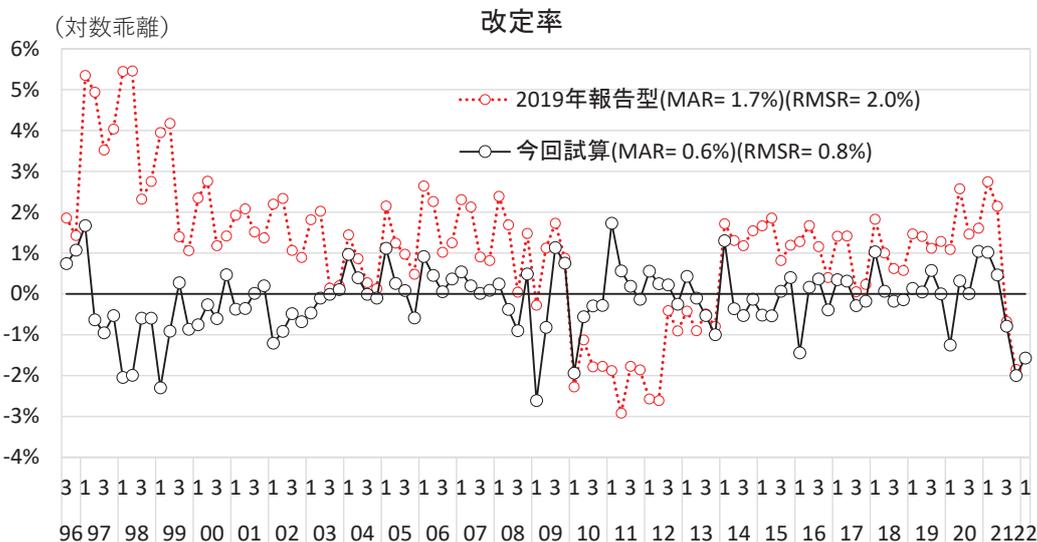


(備考)・「2021年度年次推計」と「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2021年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。なお各年4-6月期は前々年同期の計数を起点として延長推計を行っている。  
例:2020年4-6月期試算値は、「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。  
・データは名目・原系列の値。  
・MAR: Mean Absolute Revision. 改定率の絶対値平均。  
RMSR: Root Mean Squared Revision. 改定率の2乗平均平方根。

6

# 固定資本減耗の推計方法

- これまで御報告した試算では、速報期間中は直近年次推計値から実質固定資本減耗が一定であると仮定し、総固定資本形成デフレーター伸び率により延長推計を行っていた。
- 今回試算では、内閣府が作成・公表している四半期『固定資本ストック速報』の実質ストック残高と、QEの総固定資本形成フローから各四半期の実質固定資本減耗相当額を計算し、これに総固定資本形成デフレーターを乗じて名目固定資本減耗相当額を算出。これを延長指標として前年比で延長している。パフォーマンスは前回方法よりも相応に改善。



(備考)・「2021年度年次推計」と「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2021年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。なお各年1-3月期と4-6月期は前々年同期の計数を起点として延長推計を行っている。  
例:2020年4-6月期試算値は、「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。  
・データは名目・原系列の値。災害による固定資産の毀損は、その他の資産量変動として記録されるものであり、この点は調整済み。

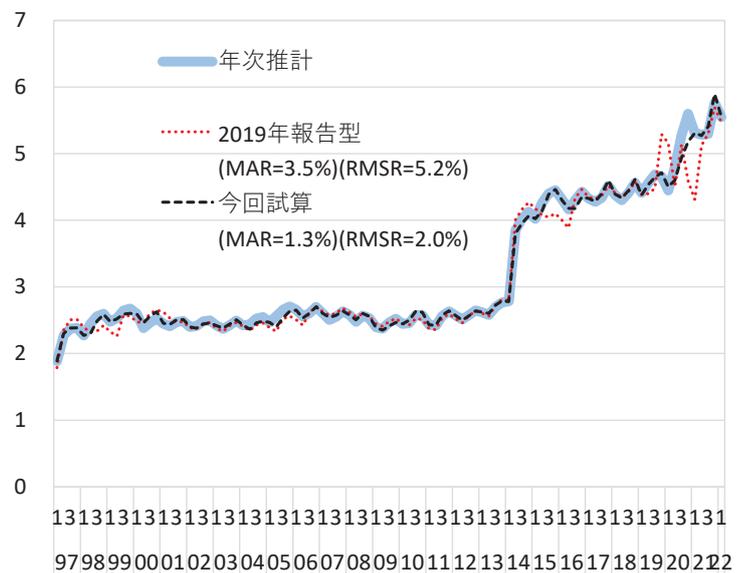
# 生産・輸入品に課される税(消費税)の推計方法

- これまでの本部会に御報告した試算では、消費税は年次推計における前年同期値をQEの家計最終消費支出(非課税項目を除いた試算値)の前年同期比で延長推計。
- 今回の試算では、以下のとおり推計方法を精緻化。この結果、特に税率変更前後を中心に推計パフォーマンスの改善が見られた。

## 【具体的な推計方法】

- 延長指標として、QEの家計最終消費支出(非課税項目を除いた試算値)を標準税率適用分と軽減税率適用分に分けるとともに、課税ベースをよりの確に捉えるべく、QEの一般政府中間消費分等に係る消費税相当額を加算。
- 年次推計では決算書に基づく年度値を発生ベースに分割し四半期値を推計していることを踏まえ、先に年度値を予測して四半期分割するプロセスを導入。具体的には、
  - ① 年度内で延長指標が未発表の間は延長指標を自己回帰モデルで予測。
  - ② 租税調による税収の四半期系列を、延長指標の同期と前年同期で回帰した予測モデルに延長指標を外挿して税収の年度値を予測。
  - ③ 予測した税収年度値を発生ベースにより四半期分割して推計対象四半期の消費税収を推計。

(実額、兆円) 消費税(中央政府)



(備考)・「2021年度年次推計」と「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2021年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。  
 ・データは名目・原系列の値。  
 ・地方消費税についても同様の手法により推計方法を精緻化(MARは7.3%から2.9%に改善)。

8

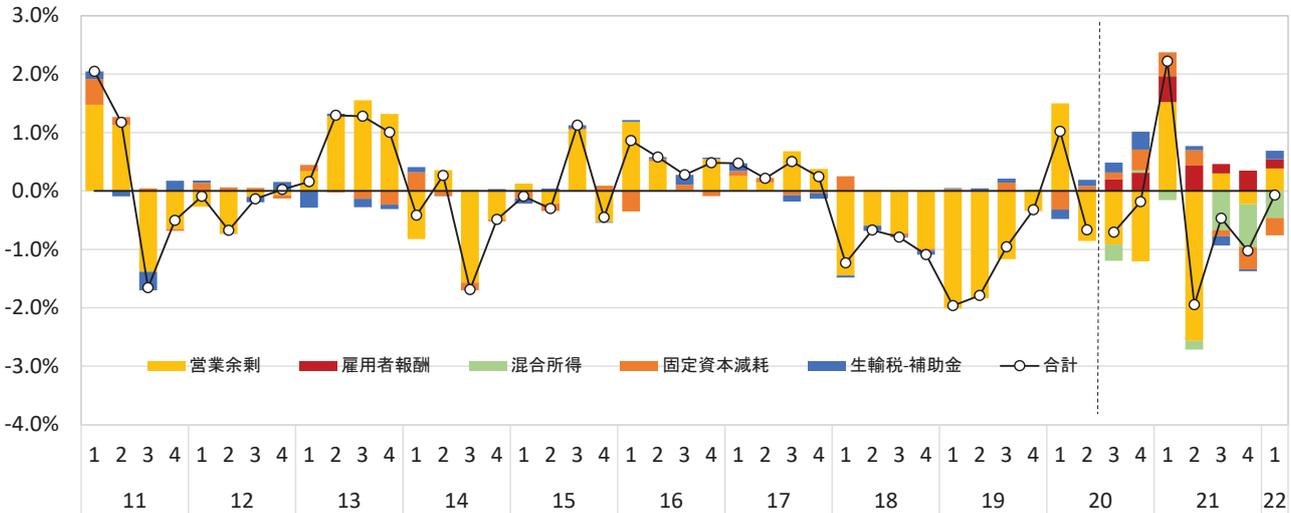
## その他の税目の推計方法(例)

税目	2019年報告時の試算	今回試算
関税	貿易統計の輸入数量指数の前年同期比で延長。	①租税調の関税収入と貿易統計の輸入貿易指数について自己回帰モデルで年度内の未発表四半期値を予測、②予測した関税収入の年度伸び率を用いて年度税収を予測、③予測した年度税収を輸入貿易指数で四半期分割。 MARは7.5%から2.4%へ改善。
酒税	鉱工業指数の酒類出荷の前年同期比で延長。	関税と同様の①～③のプロセスで、租税調の酒税収入と鉱工業指数の酒類出荷を用いて推計。 MARは2.5%から0.7%へ改善。
揮発油税	鉱工業指数のガソリン出荷の前年同期比で延長。	関税と同様の①～③のプロセスで、租税調の揮発油税収入と鉱工業指数のガソリン出荷を用いて推計。 MARは2.0%から1.4%へ改善。
たばこ税+ たばこ特別税	たばこ販売本数の前年同期比で延長。	関税と同様の①～③のプロセスで、租税調の「たばこ税+たばこ特別税」の収入と、たばこ販売本数を用いて推計。 MARは8.3%から2.7%へ改善。
各種地方税 (地方消費税等を除く)	税目ごとに地方財政計画の前年度比で延長。	税目ごとに、税収(実績)の前年度比を地方財政計画における当該税目の税収の前年度比で回帰。当年度の地方財政計画を回帰式に外挿して税収の前年度比を推計。その前年度比で延長。 MARは、例えば固定資産税(償却資産)で2.1%から1.4%へ改善。

# 分配QNAの推計精度の分析

上述の営業余剰、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金の改定分析を集約して、それぞれの改定寄与度を分析。シェア、パフォーマンスに照らし、営業余剰の影響が大きい。平成27年基準での速報試算値からの改定分析を行った期間のうち足元では、混合所得の改定寄与が相応に大きくなっている。

(改定率、寄与度) 改定率の寄与度分解



(備考)・2020年4-6月以前(縦の点線より左)については、「2021年度年次推計」と「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2021年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。ただしQE及び家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報で推計される項目(雇用者報酬、混合所得、持ち家の営業余剰)については平成27年基準と整合的にQNAの試算を行うことが困難であるため、合計に含まれない。なお各年4-6月期は、リアルタイムでは前年同期の年次推計値を得ることができないため、基本的に前々年同期の年次推計値を起点として延長推計を行っている。(例:2020年4-6月期試算値は、基本的に「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。)

・2020年7-9月以降(縦の点線より右)については、「2021年度年次推計」の計数を起点として各四半期時点での速報推計を行い、「2021年度年次推計」値と比較して改定状況を試算。このため雇用者報酬や混合所得等の改定も含まれる。なお、補助系列の作成に当たっては、可能な範囲で当該四半期時点で利用可能な時系列データ(例:当該四半期時点のQEの計数)を用いた。

・データは名目・原系列の値。

10

## まとめ、今後の取組

### 1. まとめ

- 推計精緻化の結果、固定資本減耗や生産・輸入品に課される税については、従前の推計方法に比べて、事後的な改定に係るパフォーマンスという観点で相応の改善が見られた一方、営業余剰(大宗の民間非金融法人企業)については、改善は見られたものの事後的な改定は依然として小さくない状況。
- また、家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報における課題でもあるが、四半期速報段階で利用可能な基礎統計に大きな制約のある混合所得については、改定差が相対的に大きい状況。

### 2. 今後の取組の方向性等

- 第IV期基本計画(案)を踏まえ、引き続きこれらの分配項目を中心に、さらなる精緻化、パフォーマンスの改善が可能かどうか早急に検討。
- 今回は原系列の推計を行ったが、季節調整の在り方、支出・生産側との比較等についても検討を行うことを想定。
- 公表可否の検討に向けては、今後の推計精度の改善等を見極める必要があるとともに、体制整備も課題であるところ、公表する場合の公表方法等について検討を深める必要。
  - ✓ 年次推計、QEといった統計データの作成・公表に加え、近年では、SDDSプラス(部門別金融バランスシート、一般政府総債務は2018年～、一般政府収支は2022年～)、家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報(2019年～)、生産QNA(2022年～)と四半期データの定期公表物が増加。
  - ✓ さらに、令和5年度からの基本計画(案)に基づくQE関連課題(精度向上、早期化研究)、SUT体系への移行への対応、新たな国際基準2025SNA(仮称)への対応検討など多岐にわたる研究・開発業務も進める必要もあり、人的リソースは逼迫している状況。